明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

留保の種類	内国民待遇（第十・三条）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第十・七条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）
概要	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	JSIC　〇三一　海面漁業 JSIC　〇三二　内水面漁業 JSIC　〇四一　海面養殖業 JSIC　〇四二　内水面養殖業 JSIC　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 最恵国待遇（第十・四条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

八

分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	JSIC　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 JSIC　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） JSIC　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） JSIC　三八三　有線放送業
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）
概要	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章

九

分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 最恵国待遇（第十・四条）
概要	政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十

分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 最恵国待遇（第十・四条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

（第二編は、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書十（第十章関係）　収用

1　両締約国は、第十・九条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

2　締約国の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(a)　当該措置の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b)　当該措置が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度

(c)　当該措置の性質（その目的を含む。）

3　一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に採用され、及び適用されたものと合理的にみなすことができない場合を除くほか、公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置は、間接的な収用を構成しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元